明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境三〇）　一

〔告示〕
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件
（法務三六〇～三六二、三六四）　一
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件
（同三六三）　二
○雇用保険法第二十四条の二第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を廃止する件
（厚生労働三三七）　二
○農薬を登録した件
（農林水産二一三八）　三
○農薬の登録が失効した件
（同二一三九）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業一九二）　三
○船舶安全法第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（国土交通一二八二）　三
○船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件
（同一二八三）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件
（同一二八四）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件
（同一二八五）　五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件
（同一二八六）　六
○海上における射撃訓練を実施する件
（防衛二七一～二七四）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　農林水産省　最高裁判所　七

〔官庁報告〕
産業
日本産業規格（経済産業省）　三
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（秋田労働局最低賃金公示二～五、栃木同六、静岡同二～四、佐賀同三）　四

〔公告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　九
会社その他　一〇

省令

○環境省令第三十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行等に伴い、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十日

環境大臣臨時代理　国務大臣　江藤　拓

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「、被保険者証、船舶乗員証又は老人保健法医療受給者証に添えて」を削る。

附則

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。